



# 函南・ぶなの森通信

## 5月号



### ～目次～

- ・新入職員、仲間入り
- ・ケアマネージャーより
- ・菰山・放課後等デイサービスより

- ・新人インタビュー
- ・新型コロナウイルスについて
- ・お詫び
- ・編集後記



### ～新入職員、仲間入り～

今年も法人全体で5名の新入職員が入職し、そのうちの2名が函南・ぶなの森に配属されました。

今年も函南への配属された職員が少なく寂しいのですが、その分函南・ぶなの森への想いは、二人とも熱いと確信しています。

今後の新人インタビューでも紹介をしますが、一人は専門学校の職場実習で函南で体験をし、入居者様、職員にも覚えが良く将来有望な新人職員です。

またもう一人の職員も、函南・ぶなの森で高校1年より3年間の職場体験を経てぶなの森で仕事をしたいと、強い希望を持って入職を決めました。二人とも頑張ってくれるのではないかと期待しています。また、早くぶなの森に馴染んで、仕事に励んで頂けたらと思います。

今年の入職式はこの度のコロナウイルスの関係で、短めの時間で行いました。また、いつもは入職後から5日程かけて行われる新人研修も行わず、今年の新入職員はすぐに現場に入る事になってしまいました。机上では勉強できなかったことを早めの実践で習得して入居者様、利用者様に頼られる立派な介護職員になる事を期待しています。



### ～ケアマネージャーより～ その2 介護保険申請手続きについて

ヘルパーやデイサービス等のサービス利用を希望する場合、市区町村の介護保険担当窓口(介護保険被保険者証(65歳になった方に市区町村から送られてきます)を添えて「要介護・要支援認定」の申請をします。第2被保険者(40歳以上から65歳未満の特定疾病のある方)の方は、健康保険証が必要。特定疾病は市区町村の窓口で(\*1)聞いてください。

(\*1) 函南町ですと、厚生部福祉課 ☎055-979-8126です。

申請書にはマイナンバーと主治医の氏名・医療機関名を記入します。主治医がない場合は窓口で相談してください。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所・介護保険施設等で申請の代行をしてくれます。

自宅に認定調査員(市区町村の職員か居宅介護支援事業所のケアマネージャー)が訪問し、心身状況を調べるために、本人と家族等から聞き取り調査を行います。認定調査書類と主治医が書いた書類が整った段階で「介護認定審査会」(\*2)を行い、要介護状態区分が判定されます。

要介護状態区分は、要支援1・2と要介護1～5に区分が分かります。

(\*2) コンピューターで一次判定し、二次判定は保険・医療・福祉の専門家から構成された人達が総合的に審査が行われます。



～ケアマネージャー 登守～

### ～菰山・放課後等デイサービスより～

4月になり、新生活がスタートします。このタイミングで荷物の整理などを行う方も多くいらっしゃるかと思います。そこで、ご家庭にある物を菰山・放課後等デイサービスでもう一度活用させていただきませんか? 縄跳び、書道道具、使い途中の折り紙、使わなくなった色鉛筆、防災頭巾など。

お待ちしております。

お問い合わせ:055-940-0027 担当: 室伏・細川

### ～新人インタビュー～

Q1.介護の世界に入ろうと思ったキッカケは?

A.高齢の両親や先ずは身近にいる手助けをしたい人達に何かあった時自分が動ける様、介護の知識を学びたいと思いました。

Q2.いざ仕事してみたの感想は?

A.一人ひとり違う状況で臨機応変に対応しなくては行けないので、日々の確認が大切だと改めて感じました。

Q3.これからどんな介護職員になりたいですか?

A.信頼される介護職員になりたいです。

一度の社会経験を生かして入居者様、ご家族の気持ちに分かる立派な介護職員になりたいと思います。



露木 介護職員



### ～新型コロナウイルスにおける施設の対応について・一部抜粋～

#### 1. 職員の対応

令和2年4月13日現在

- ・発熱等症状がみられる場合は出勤をせず、事前に所属長・医務に連絡をし判断を仰ぐ。
- ・職員は出勤時に手洗いうがいをし、手指のアルコール消毒を行い、マスクの着用を義務とする。
- ・各自出勤前に体温測定をし、37.5℃以上の熱が無い事を確認し、職員通用口の体調管理表に記載する。また、10時と15時にも体温測定を行い、検温表に記載をし各部署責任者が毎日チェックを行う。
- ・職員の海外渡航の禁止。
- ・職員の不要不急の県外への外出は控える。
- ・同居家族等が海外出張及び緊急事態宣言対象先の都府県に行く予定のある職員は、事前報告する。(外出した場合は、その翌日から2週間自宅待機等とする。)
- ・施設間、事業所間の往来は極力しない事。

#### 2. 面会制限

- ・ご家族との面会を中止とする。但し、緊急をやむを得ない面会は体温測定をし、手洗い・マスクの着用・アルコール消毒、「健康状態等確認表」の記入・提出をし、キーパーソンを含め3名までとする。面会時間は概ね5分間とする。なお、2週間以内に緊急事態宣言対象都府県への外出歴のある方、発熱が認められる場合には面会を断る。

#### 3. 委託業者、ボランティア

- ・委託業者等の物品受け渡しは正面玄関で行う。
- ・必要不可欠な修繕業者等については手洗い・マスクの着用・アルコール消毒、「健康状態等確認表」の記入・提出をして認める。
- ・ボランティアの受け入れは中止する。

#### 4. 医療行為について

- ・緊急又は必要不可欠な通院以外で見合わせることでできる通院は控える。
- ・内科、眼科及び歯科の往診は見合わせる。(往診の必要性の是非は最終的には医師の判断によるものとする。)

状況が日々変わっていきませんが入居者様、利用者様の安全を第一に考えて判断させていただいています。皆様のご理解、ご協力をお願い致します。函南・ぶなの森 施設長 山口恵子



### ～お詫び～

令和2年5月号の施設長より新年度のご挨拶の内容で、入居者様のご家族の希望があれば可能な限り面会が出来る旨の記載をしていますが、挨拶文を書いた時点と状況が変化しており、ご家族の手元にぶなの森通信が届いた時点で対応状況が変わってしまいました事をお詫びいたします。

～編集後記～ コロナウイルスに関するニュースが毎日報じられ、赤ちゃんからお年寄りまで命の危機に晒され、不安な日々を送っているかと思います。家にいても気分転換できる術を見つけたいと思います。～野秋～



発行日 令和2年5月1日 ホームページはこちら →  
 発行者 社会福祉法人 函要会 函南・ぶなの森  
 〒419-0114 静岡県田方郡函南町仁田 284-5 ☎055-970-1127

